

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
建設部	道路管理 課	R-5	指摘事 項	厨川駅地下自由通路等昇降機保守点検業務委託において、作業終了後に提出する報告書に「作業状況を撮影した写真」が添付されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、検査員の仕様書内容の認識不足によるものである。 指摘後の当該業務委託においては、写真が適正に提出されている。 今後は、委託業務の適正な執行の確認のため、検査時に使用するチェックリストを作成し、これを基に完了検査を実施することにより再発防止に努める。
建設部	建築住宅 課	R-5	指摘事 項	土木総務諸証明手数料の証紙貼付高の報告に当たり、報告の内容に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、盛岡市収入証紙貼付高通知書作成時の誤記及び申請書と貼付高通知書突合時の確認不足によるものである。 今後は、貼付高報告時に複数の職員による申請書と通知書の突合及び確認を徹底し、再発防止に努める。
建設部	建築住宅 課	R-5	指摘事 項	東日本大震災災害復興住宅建設等資金利子補給補助金の交付決定額の変更に当たり、変更申請を受理せずに処理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、補助金交付決定額の変更に当たり、盛岡市補助金交付規則第11条に基づいて、変更申請を受理せずに処理できるものと誤認していたことによるものである。 今後は、交付決定額に変更が生じる際は、変更申請により行うこととし、課内で確認した。 また、当該規則に従い、適正な事務の執行を徹底し、再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
都市整備 部	景観政策 課	R-5	指摘事 項	盛岡市景観重要樹木維持管理費補助金の交付に当 たり、事業に要した経費を証拠書類で確認しないまま、 補助金を交付している事例が見られたので、適正な事務 の執行を求める。	措置済	原因は「盛岡市補助金交付に関する指針」に示され た添付書類の確認が不十分であったことによるもので ある。 令和5年度からは、課内において「盛岡市補助金交 付に関する指針」に基づいた補助金交付事務の処理 に係る手引を作成し、実務に当たっている。 今後は、当該手引を課内職員が熟知するとともに、補 助金額の確定の際は、事業に要した経費を確認する 証拠書類を複数の職員がチェックすることで再発防止 に務める。
都市整備 部	公園みどり 課	R-5	指摘事 項	公園使用料の債権管理に当たり、督促及び催告が適切 に行われていない事例が見られたので、適正な事務の 執行を求める。	措置済	原因は、公園使用料未納者に対して、督促状の発付 が必要であるという認識が不足していたことによるもの である。 納入状況の確認及び未納者への督促状発付等の債 権管理に係る具体的な手順を定め、業務マニュアルを 作成した。また、12月末確認分から、督促状発付するこ ととした。 今後は、債権管理の業務マニュアルに基づいて未納 者への対応を適切に行うこととし、再発防止に努める。
玉山総合 事務所	総務課	R-5	指摘事 項	複写機使用料の収納に当たり、次の事例が見られたの で適正な事務の執行を求める。なお、前回の定期監査 においても領収証書控に出納員の決裁を得ていない事 例が見られ指摘したものである。 (1)領収証書控に出納員の決裁を受けずに、担当者が 金融機関に払い込みをしているもの (2)納付書総括表の確認欄に上席の出納員等の押印を 得ていないもの	措置済	原因は、盛岡市現金等取扱事務要領及び盛岡市現 金等取扱事務マニュアルに定める手順の確認が不十 分であったことによるものである。 「盛岡市現金等取扱事務マニュアル」に基づいた事 務を確実に実施できるよう手順書を修正し、12月に課 内ミーティングで周知した。 今後は、現金の取扱いの際には、手順書に基づいた 事務を徹底し、再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
玉山総合 事務所	総務課	R -5	指摘事 項	行政財産使用許可に伴う光熱水費の請求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、実費相当額算定の計算に際し、誤って前月の請求額を入力したこと及び根拠となる請求書の確認漏れによるものである。</p> <p>不足額は、相手方に令和6年1月12日に納付書を送付した。</p> <p>今後は、調定決議を行う際に、係長及び決裁者で計算書の内容と、根拠となる請求書の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
玉山総合 事務所	総務課	R -5	指摘事 項	飲料水自動販売機の設置に係る電気料金の請求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の実行を求める。	措置済	<p>原因は、実費相当額算定の計算に際し、誤って前月の電気使用量を入力したこと及び根拠となる電気使用量通知書の確認漏れによるものである。</p> <p>過納額は、令和6年1月中に還付することとしている。</p> <p>今後は、調定決議を行う際に、係長及び決裁者で計算書の内容と、根拠となる電気使用量の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
玉山総合 事務所	総務課	R -5	指摘事 項	IGRいわて銀河鉄道通学定期乗車券購入費補助金の交付に当たり、補助金交付決定通知及び補助金額確定通知を行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、補助金交付決定通知及び補助金額確定通知に係る事務処理の認識不足によるものである。</p> <p>当該事務について、事務手順書を修正し、適正な事務処理方法を課内で確認した。</p> <p>今後は、事務手順書を確認しながら事務を行うことを徹底し、再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
玉山総合 事務所	総務課	R -5	指摘事 項	前払いをした電気保安管理業務委託において、完了 検査が行われていない事例が見られたので、適正な事 務の実行を求める。	措置済	原因は、委託業務完了後に完了検査が必要であるこ との認識が不足していたことによるものである。 指摘を受け、課内ミーティングにおいて、委託契約の 完了報告の実施の徹底について確認した。 今後は、委託業務終了時に完了報告を受け確実に 検査を実施することとする。また、多くの委託業務が完 了する年度末において、漏れがないか一斉点検を行う こととし、再発防止に努める。
玉山総合 事務所	産業振興 課	R -5	指摘事 項	岩洞湖家族旅行村テントサイト使用料の収納に当た り、領収証書控に出納員の決裁を得ていない事例が見 られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、出納員の領収証書控への決裁が完了したこ とについての確認不足によるものである。 指摘を受け、改めて出納員が、納付書総括表と領収 証書控を確認して決裁を行った。 今後は、領収証書控の出納員の決裁印が押印され ているか、岩洞湖家族旅行村正・副担当が再度確認す ることとし、再発防止に努める。
玉山総合 事務所	産業振興 課	R -5	指摘事 項	盛岡市山谷川目牧野及び姫神実験牧場の管理に当 たり、決裁を受けずに許可書を交付している事例が見ら れたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、担当が決裁を得ることを失念したことによるも のである。 指摘を受け、課員に対して研修を行い、条例及び規 則の内容並びに事務手順について再度確認した。 今後は、係内で事務手順が適正であるかの確認を徹 底し、再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
玉山総合 事務所	産業振興 課	R -5	指摘事 項	令和4年度文京区学生と創るアグリイノベーション事業 旅行手配業務委託の業者選定プロポーザルの実施に 当たり、提出書類が不足している提案者の書類選考を 実施している事例が見られたので、適正な事務の執行 を求める。	措置済	原因は、提出書類の確認において、必要書類を見落 としたことによるものである。 指摘を受け、業者から不足書類の提出を受けた。 今後は、提出書類に不足がないか、正・副担当で チェックリストと照合して確認することとし、再発防止に 努める。
玉山総合 事務所	建設課	R -5	指摘事 項	道路除排雪業務委託において、業務委託特記仕様書 に定める委託費の算定方法の変更に伴う決裁を得てい ない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、担当職員が決裁を失念したこと及び算定方 法の変更に伴う課内での事務手続きの確認不足による ものである。 指摘を受け、令和5年12月4日に今回事案の経過、 原因及び対応方法について課内研修を行った。 今後は、決裁前に複数職員で内容をチェックするほ か、決裁後に変更等の事案が発生した場合は速やか に上司へ状況報告と対応の指示を受けるとともに、対 応後の進捗確認についても担当者と上司で確認を行 い再発防止に努める。